

2025 MFJ 国内競技規則「トライアル」ブルテン No.1

2025 年 1 月 29 日

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会

MFJ トライアル委員会

付則 19 トライアル競技規則 規則改訂について

2025MFJ 国内競技規則書「付則 19 トライアル競技規則」について改訂を行います。

規則の施行は即時適用となります。

追加

■12 ペナルティ

12-2-3-8 方向を問わず、他クラスのゲートを通じた。ただし、他クラスのゲートが同位置または重ね合わされている場合は除く。

削除

■12 ペナルティ

12-2-3-15 車両でループ等を行ったあと、その軌跡を前後輪で横切った(接触を含む)場合。

■判例集 セクション関連

変更

■6 セクション

6-6 各クラス用ゲートひとつのセクションを複数クラスが混走する場合、クラス別専用ゲート(セクション内をクラスごとに制限する関門のこと。左右一対のゲートマーカーで表示され、原則 120cm 以上の幅)を設ける。この場合、各クラスとも自クラスのゲートを通じたこと。ゲートを通じた順番は自由とする。他クラス用のゲートは通過してはいけない。

■12 ペナルティ

12-2-3-9 進行方向表示ゲートをいったん進入した後、再び進入した場合。なお、進入の定義は前後輪接地地点とする。

12-2-3-10 ライダーが足を着いた状態で、車両が後退した場合。

12-2-3-11 セクション内でライダーが外部からの援助を受けた場合。

12-2-3-12 ライダーまたは車両が、直接マーカーや杭などセクション表示物(関連:6 セクション 6-4)の現状を変化(テープ、マーカー、杭などに車両またはライダーが直接干渉して壊す、たるませる、移動させる、押し倒す、引きちぎる等の行為)させた場合。ただし、セクション番号、セクション入口(IN)、セクション出口(OUT)の表示物は対象外となる。

12-2-3-13 車両のフロントタイヤまたはリアタイヤが、セクションの境界(テープなど)上面を完全に越えて接地した場合。

12-2-3-14 車両のサイド、またはリアフェンダー後端の後方に両足をついて車両から降りてしまった場合。

12-2-3-15 車両が停止している、かつ足つきの状態でハンドルバーが地形に接地した場合。

以上

付則 19 トライアル競技規則 規則追加について

2025MFJ 国内競技規則「付則 19 トライアル競技規則」について規則を追加いたします。
規則の施行は即時適用となります。

6 セクション

6-11 進入

進入とは前タイヤまたは後タイヤの接地地点(地形含む)、もしくはフロントスピンドルまたはリヤスピンドルがゲートを結ぶ仮想線を越えたことをいう。

6-12 通過

通過とは前タイヤと後タイヤ(前後とも)がゲートを結ぶ仮想線を通りすぎたことをいう。

以上

ブルテン No.1「付則 19 トライアル競技規則 規則改訂」の再改訂について

2025MFJ 国内競技規則「付則 19 トライアル競技規則」に追加・改訂したブルテン No.1 を再改訂いたします。規則の施行は即時適用となります。

トライアルブルテン（規則改訂等）記載 <https://www.mfj.or.jp/rule/trial/>

改訂後	改訂前
■6 セクション 6-6 各クラス用ゲートひとつのセクションを複数クラスが混走する場合、クラス別専用ゲート（セクション内をクラスごとに制限する関門のこと。左右一対のゲートマーカーで表示され、原則 120cm 以上の幅）を設ける。この場合、各クラスとも自クラスのゲートを通過すること。ゲートを通過する順番は自由とする。他クラス用のゲートに<u>進入</u>してはいけない。	■6 セクション 6-6 各クラス用ゲートひとつのセクションを複数クラスが混走する場合、クラス別専用ゲート（セクション内をクラスごとに制限する関門のこと。左右一対のゲートマーカーで表示され、原則 120cm 以上の幅）を設ける。この場合、各クラスとも自クラスのゲートを通過すること。ゲートを通過する順番は自由とする。他クラス用のゲートは<u>通過</u>してはいけない。
■12 ペナルティー 12-2-3-8 方向を問わず、他クラスのゲートに<u>進入</u>した。ただし、他クラスのゲートが同位置または重ね合わされている場合は除く。	■12 ペナルティー 12-2-3-8 方向を問わず、他クラスのゲートを<u>通過</u>した。ただし、他クラスのゲートが同位置または重ね合わされている場合は除く。